

## 第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 7 月 16 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席 部会委員 1 岡安 俊也 • 2 川邊 千秋 • 3 北澤 奈帆美 • 4 田村 明  
5 前川 洋子 • 8 喜多 義幸 • 9 木下 伸裕 • 10 小粥 文夫  
11 清水 喜代己 • 12 藤田 直樹 • 19 太田 義政

以上 11 名

欠席 部会委員 13 丸山 耕一 • 21 坂野 大徹 • 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹  
美里：谷川担当主幹 安濃：江副担当副主幹  
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 11 清水 喜代己 • 12 藤田 直樹

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>第7回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席は13番 丸山 耕一委員、21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員の3名でございまして、出席委員は11名ということになります。</p> <p>それでは、本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。11番 清水 喜代己委員、12番 藤田 直樹委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から7で、件数は7件、合計面積は32, 408m<sup>2</sup>で、その内訳は田が31,060m<sup>2</sup>、畠が1,348m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p>
	<p>3ページから24ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から29で、件数は29件、合計面積は193,355. 61m<sup>2</sup>で、その内訳は田が160,803. 2m<sup>2</sup>、畠が32,308. 23m<sup>2</sup>、その他が244. 18m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p>
	<p>25ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成10年4月1日でございます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は6. 25m<sup>2</sup>で、すべて田でございます。</p> <p>この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。</p>
	<p>26ページをお願いします。</p> <p>報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 住宅敷地</p> <p>番号2 駐車場用地</p> <p>番号3 宅地（進入路）</p>

以上、件数は3件、合計面積は1,864.61m<sup>2</sup>で、その内訳は田が56m<sup>2</sup>、畠が1,808.61m<sup>2</sup>でございます。

27ページから28ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、番号2 太陽光発電施設用地

番号3 住宅用地

番号4 資材置場用地

番号5、番号6 一般個人住宅用地

番号7 住宅敷地の一部

番号8 資材置場用地

番号9 宅地拡大

番号10 駐車場用地

番号11 資材置場用地

番号12 駐車場用地

以上、件数は12件、合計面積は5,774m<sup>2</sup>で、その内訳は田が967m<sup>2</sup>、畠が4,807m<sup>2</sup>でございます。

29ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一戸建て専用住宅敷地

番号2、番号3 一般個人住宅用地

以上、件数は3件、合計面積は1,331m<sup>2</sup>で、その内訳は田が472m<sup>2</sup>、畠が859m<sup>2</sup>でございます。

30ページをお願いします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田0.19ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明お願いします。

事 務 局 それでは、31ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 115m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 899m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は遠方に居住しており営農不可のためです。

番号2、地区 神戸、申請地 野田浜垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 199m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 7, 855m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 栗真、申請地 栗真中山町大繩手\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 993m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 1, 703m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は後継者がなく耕作不可のためです。

番号4、地区 栗真、申請地 栗真中山町北浦\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 330m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 340m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_ 外3名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町西千里龜井\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畠、面積 832m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 220m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 3, 981m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 5, 589m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

32ページをお願いいたします。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町林北浦\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 257m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 418m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 14, 513m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 村主、申請地 安濃町今徳午頭\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 073m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 4, 828. 27m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号9、地区 長野、申請地 美里町北長野細野\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畠、面積 1, 600m<sup>2</sup> 外4筆、合計面積 4, 827m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 112, 692m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は9件、合計面積は13, 552m<sup>2</sup>で、このうち田が11, 706m<sup>2</sup>、畠が1, 846m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区、高野尾、お願いします。

岡安委員 1番の岡安です。問題はございません。よろしくお願ひいたします。

議長 番号2、地区、神戸、お願いします。

前川委員 5番、前川です。地元推進委員さんと連絡を取り、現地確認をしたところ、特に問題ないということですので、よろしくお願ひいたします。

議長 次は番号3と4、地区、栗真、お願いします。

事務局 本日は欠席でございますが、坂野委員より、現地確認を行ったところ、特に問題がなかった旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。番号3も番号4も同じでございます。

議長 番号5、地区、上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひします。

議長 次は番号6と7、地区、明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。両案件とも現地確認して問題ありませんでした。

議長 番号8、地区、村主、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。13番の丸山委員が本日欠席のため、代わりに私が報告をさせていただきたいと思います。

現地確認を行いました結果、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 番号9、地区、長野、お願いします。

清水委員 11番、清水です。これも現地確認させていただいたところ、問題ないということでよろしくお願ひいたします。

議長 分かりました。

番号1から番号9について地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 33ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町北出\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 495m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。平成3年1月頃から山林化していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 105m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町三行菖蒲\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 2, 196m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 2, 599m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用資材置場とするものです。20年以前から農業用の資材置場として使用していた旨の経過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤廻井\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 380m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。昭和60年頃から農業用倉庫を建築していた旨の経過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 166m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 523m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を居宅・車庫・庭とするものです。平成4年頃から、居宅、車庫、庭用地としていた旨の経過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、面積は4, 102m<sup>2</sup>で、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区、高野尾、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。何ら問題はございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号2、地区、櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。7月7日に現地確認をしまして、地元推進委員さんも特に問題ないということです。よろしくお願ひします。

議長 番号3、地区、黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。現地確認しましたが、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号4、地区、明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。7月7日、現地確認しましたところ、何ら問題ないのでよろしくお願ひいたします。

議長 番号5、地区、辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。現地確認させていただきましたが、事務局が言われたとおり、経過書も提出されているということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 番号1から番号5について地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 34ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 1, 400 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は419. 2 m<sup>2</sup>、パネル設置率は29. 9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町九門久\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 466m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 760m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は438.4m<sup>2</sup>、パネル設置率は57.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、申請地 神戸乙木\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 680m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 豊津、申請地 河芸町中別保丸垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 369m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 677m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町上野鐘鑄場\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 97m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 2,446m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,578m<sup>2</sup>、パネル設置率は64.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

35ページをお願いいたします。

番号6、地区 安西、申請地 芸濃町萩野欠田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,310m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は427.3m<sup>2</sup>、パネル設置率は32.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町林切畠\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 826m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,186m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は341m<sup>2</sup>、パネル設置率は28.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 49m<sup>2</sup> 外6筆、合計面積 2,015m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は372m<sup>2</sup>、パネル設置率は18.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

36ページをお願いいたします。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 808m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,397m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は496m<sup>2</sup>、パネル設置率は35.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,365m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 2,103m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は434m<sup>2</sup>、パネル設置率は17.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 208m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,150m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は465m<sup>2</sup>、パネル設置率は40.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 222m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 864m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は341m<sup>2</sup>、パネル設置率は39.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

37ページをお願いいたします。

番号13、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 161m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 811m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は434m<sup>2</sup>、パネル設置率は53.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 188m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 1,101m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は496m<sup>2</sup>、パネル設置率は45%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 373m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 928m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、

渡人 \_\_\_\_\_ 外 1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 4 9 6 m<sup>2</sup>、パネル設置率は 3 8 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 1 6、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 1, 0 4 1 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 3 4 1 m<sup>2</sup>、パネル設置率は 3 3 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

3 8 ページをお願いいたします。

番号 1 7、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 5 4 5 m<sup>2</sup> 外 3 筆、合計面積 1, 6 2 6 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外 3 名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 4 9 6 m<sup>2</sup>、パネル設置率は 3 0. 5 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 1 8、地区 明、申請地 芸濃町忍田松山 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 6 4 5 m<sup>2</sup> 外 1 筆、合計面積 9 0 0 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外 1 名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 4 3 4 m<sup>2</sup>、パネル設置率は 4 8. 2 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 1 9、地区 明、申請地 芸濃町林上垣内 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 5 2 2 m<sup>2</sup> 外 2 筆、合計面積 1, 4 1 5 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 3 9 1. 8 m<sup>2</sup>、パネル設置率は 2 7. 7 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 2 0、地区 明、申請地 芸濃町林切畠 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 6 6 4 m<sup>2</sup> 外 1 筆、合計面積 1, 1 1 3 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外 1 名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 3 5 1 m<sup>2</sup>、パネル設置率は 3 0 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 2 0 件、合計面積は 2 5, 2 8 9 m<sup>2</sup> で、このうち田が 9, 0 8 4 m<sup>2</sup> で、畠が 1 6, 2 0 5 m<sup>2</sup> でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長	説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区、高野尾、お願いします。
岡安委員	1番、岡安です。問題ありません。よろしくお願ひいたします。
議長	番号2、地区、白塚、お願いします。
田村委員	4番、田村です。7月7日、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願ひします。
議長	番号3、地区、神戸、お願いします。
前川委員	5番、前川です。7月7日、地元推進委員さんと現地確認をし、事務局の説明どおり特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
議長	番号4、地区、豊津、番号5、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。
議長	番号6、地区、安西、お願いします。
木下委員	9番、木下です。問題ありませんので、よろしくお願ひします。
議長	番号7から番号20、地区、明、お願いします。
小粥委員	10番、小粥です。各案件とも地元推進委員さんと7月7日に現地を確認しました。いずれも問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。
議長	以上、番号1から番号20について地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	39ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 明合、申請地 安濃町東觀音寺北浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 63m <sup>2</sup> 外1筆、合計面積 284m <sup>2</sup> 、借人 _____ 外1名、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を令和8年3月20日まで資材置場・駐車場用地として一時転用するものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は284m<sup>2</sup>で、全て田でございます。  
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区、明合、お願ひします。

藤田委員 12番、藤田です。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。  
番号1について地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。  
次に、議案第5号、別冊でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

9ページをお願いいたします。

件数は39件、合計面積は107,672m<sup>2</sup>で、このうち田が103,296m<sup>2</sup>で、畠が4,376m<sup>2</sup>でございます。

意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。  
今月分については、議事参与の制限に該当する案件がございませんので、このままご審議をお願いいたします。

皆さん、いかがでしょうか。特に問題ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。

以上をもって本部会に付議されました議案の審議は全て終了でございます。

第1農地部会をこれで終了させていただきます。

午前10時40分

令和7年7月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_